

**\* 令和5年度放課後児童クラブ一斉募集は、令和4年12月16日で終了しました。**

随時募集は、一斉募集に申請された方の審査後、欠員がある児童クラブのみのご案内になります。ご理解いただいたうえで申請をしてください。

## ◆令和5年度放課後児童クラブの利用申請について

※申請は年度ごとですので、令和4年度に引き続き利用希望の方も申請が必要です。

### 《利用基準：児童クラブの利用ができる方》

- (1) 令和5年度に磐田市内の小学校に就学する見込みの者。(新1年生～新6年生)
- (2) 保護者が昼間に就労、または長期にわたる疾病等の状態にある。ただし、就労の場合は、次の条件を満たす就労証明書が必要です。また疾病等の場合は、診断書など疾病・負傷を証明する書類が必要です。  
\*勤務が夜間のみで開所時間に在宅する場合は、利用基準を満たしません。

#### 授業のある日を利用する場合

午後1時から午後6時までの間で3時間以上、平日週3日以上勤務。

#### 長期休業期間を利用する場合

午前8時から午後6時までの間で4時間以上、平日週3日以上勤務。

#### 土曜日を利用する場合

土曜日の午前7時30分から午後6時までの間で4時間以上の勤務。

- (3) 70歳未満の祖父母が同居(同一敷地内を含む)の場合は、保護者と同様に就労・疾病等の状態にあること。ただし、就労の場合は、上記の条件を満たす就労証明書が必要です。また疾病等の場合は、診断書など疾病・負傷を証明する書類が必要です。
- (4) 放課後児童クラブの利用料等に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がない。

○**利用基準を満たしているか確認をしていただいてから申請をしてください。**○

### 1 利用申請受付期間

## 令和5年2月15日(水)から受付開始 ※土・日、祝日を除く

◆利用希望日の1か月前までに申請してください。

※但し、長期休業期間の利用を希望する場合の随時受付第1次期限は下記の通りです。

下記、日程以降も利用希望日の1か月前まで申請は受付しますが、随時受付第1次期限までに申請された方の審査後、欠員がある児童クラブのみのご案内になります。また、審査結果の通知が利用開始間際になる可能性がありますので、ご了承ください。

長期休業期間利用の随時受付第1次期限

【夏休み】(令和5年2月15日～令和5年5月15日)→審査結果通知：令和5年6月中旬

【冬休み】(令和5年2月15日～令和5年10月31日)→審査結果通知：令和5年11月中旬

【春休み】(令和5年2月15日～令和5年10月31日)→審査結果通知：令和5年11月中旬

◆申請者多数の場合は利用をお待ちいただく場合がございます。

## 2 利用申請受付場所及び時間

\* 郵送、支所窓口での受付はできません。

- 磐田市教育委員会事務局 教育部教育総務課 放課後児童支援室（西庁舎3階）  
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日、祝日除く）
- 各放課後児童クラブ  
午後1時から午後6時まで（土・日、祝日除く）
- 電子申請（24時間、土曜日・日曜日・祝日も申込可能）  
受付期間の最終日、午後11時59分までに入力完了を完了させてください。詳しくはP.3「4電子申請での申込みについて」をご覧ください。

## 3 利用申請に必要な書類

必要書類を全て揃えて申請をしてください。

※提出書類が揃っていない場合や不備がある場合は受理できません。

- ① 放課後児童クラブ利用申請書・同意書
- ② 放課後児童クラブ調査票
- ③ 申請理由を証明する書類（保護者、同居（同一敷地内を含む）の70歳未満の祖父母）

申請理由	証明書類	注意事項
就労	就労証明書	就労予定証明書も可（就職後、就労証明書の提出が必要） 農業・自営業等の場合、民生委員の証明が必要※確定申告書 または開業届等の写しを添付することで民生委員の証明の代用可 ※就労状況の確認のため勤務表等の提出を求める場合や、勤務先に 直接問い合わせをする場合があります。
疾病・負傷	診断書	家庭保育が困難であるとの医師の所見の記載が必要 入院計画書も可
障害	障害者手帳（コピー）	
出産	母子手帳（コピー） ※表紙と出産予定日記載ページ	出産時の利用期間は産前8週間、産後8週間
介護・看護	・申立書（介護・看護者） ・介護保険証（要介護・要支援 認定）、障害者手帳、診断書等 （コピー）	介護・看護が必要であることを証明する公的書類が必要
就学	・在学証明書 ・授業の予定表	就学時間がP.1「利用基準（2）」の時間帯を満たしている
虐待・DV等	申立書	関係機関の通知等も必要
その他	申立書	申立の内容によっては利用基準を満たさないと判断する 場合がある

\*各証明書類について

- ・申請日の3か月以内に発行された書類のみ有効とする。
- ・保育園入園申請時に提出した書類のコピーは可とする。
- ・兄弟姉妹で申請する場合は、児童一人分は原本、他の児童分はそのコピーでも可とする。  
(コピーは、必ず各自で用意のうえ、申請してください)。
- ・修正液等により修正された証明書は無効となります。訂正される場合には、証明者の訂正印をお願いします。
- ・電子申請の場合は、必要書類をスマートフォン等で写真を撮り添付してください。

\*各申込書類について

- ・不備や不明点がある場合は、確認の連絡や再度申請書類の提出をお願いすることがあります。

#### 4 電子申請での申込みについて

令和5年度分から、スマートフォンやパソコンからの電子申請が可能となります。下記注意事項等をご確認のうえ、電子申請を行ってください。電子申請をする方は、下記 URL、QR コードより磐田市ホームページ「放課後児童クラブ（令和5年度）」をご確認の上、申請ください。受付開始は2月15日（水）となります。

「放課後児童クラブ（令和5年度）」



URL : [https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kosodate\\_kyouiku/shougakkou\\_cfuugakkou/shougakkou/houkago\\_jidouclub/1011814.html](https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kosodate_kyouiku/shougakkou_cfuugakkou/shougakkou/houkago_jidouclub/1011814.html)

#### 電子申請の注意事項

- ・送信が完了すると、申請完了メールが届きます。[no-reply@logoform.jp](mailto:no-reply@logoform.jp)からのメールを受信できるように設定してください。
- ・兄弟姉妹で申し込む場合は、1人ずつ申請が必要です。
- ・就労証明書等の申請理由を証明する書類については、画像データを添付する必要があります。必ずご自身の申請に必要な書類をご確認、ご用意したうえで、申請ください。

#### 電子申請入力フォーム

下記の QR コードまたは下記 URL から「令和5年度磐田市放課後児童クラブ利用申込(随時募集)」にお進みください。



URL : <https://logoform.jp/form/dWNN/180700>

#### 5 利用審査

- (1) 昼間、家庭保育が困難な事情を考慮し、低学年や必要度の高い児童を優先に審査します。申請者が多数いる場合は利用をお待ちいただくことがありますのでご了承ください。
- (2) 同一小学校において2か所以上で児童クラブを開設している場合は、放課後児童支援室で利用クラブを決定します。入学前に児童が在園していた幼稚園、保育園を基にしたクラブ分けは行いません。また、年度毎にクラブ編成を行いますのでご了承ください。
- (3) 利用決定した児童クラブを初めて利用する場合は、利用開始前に面接があります。
- (4) 申込内容に事実との相違や虚偽が認められた場合、利用の決定を取り消すことがあります。

## 6 随時募集の審査結果について

申請内容 (利用希望)		審査結果通知
授業のある日+長期休業期間 または授業のある日のみ		利用希望日の約2週間前
長期休業期間のみ	4月春休み	令和5年3月下旬以降
	7月、8月夏休み	令和5年6月中旬
	12月、1月冬休み 3月春休み	令和5年11月中旬

\* 育児休業中の方は、利用開始日が復職日以降になります。

\* 審査結果の通知が届く前に、児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、放課後児童支援室 (TEL:0538-37-2773) までご連絡をください。

## 7 その他

放課後児童クラブでは、子ども達が異年齢の中で主体性、社会性を育みながら集団生活をします。しかし、子どもの特性は様々で、多人数の中に居ることや大きな音が苦手、あるいは障がいがかかえて集団生活が困難など、多種多様な表れがあります。

子どもの訓練や療育を考え、専門的な支援を望まれる方には『放課後等デイサービス』を利用するという選択肢もあります。また、そのサービスと放課後児童クラブを併行して利用することも可能です。子どもにとって一番良い選択をお考えください。なお、『放課後等デイサービス』の詳細については、磐田市こども未来課発達相談グループ (TEL:0538-37-2761) へお問い合わせください。

◇利用申請をする前に…

利用申請をしたものの、様々な事情で、児童クラブの利用の変更や中止をされる方も増加しています。利用申請をする前に『児童クラブの利用が本当に必要であるか』ご家族、子どもとよく話し合って、申請をしてください。また、利用をする際にも『なぜ児童クラブに行くのか』を伝えていただき、子どもが主体的に児童クラブに通えるようご理解ご協力をお願いします。

## 8 民間児童クラブの開設状況について

市内で民間放課後児童クラブが開設されています。詳細は各事業者に直接お問い合わせください。

・社会福祉法人 聖隷福祉事業団  
聖隷こども園こうのとり東  
放課後児童クラブ『オリーブ』  
(磐田市東新屋 271-3) TEL:0538-35-8567

・社会福祉法人 染葉会  
豊田みなみ保育園  
学童『ホッと』  
(磐田市豊田西之島 552) TEL:0538-32-3078

・株式会社プラス  
ハッピー第2保育園2F  
『ハッピー富士見児童クラブ』  
(磐田市富士見台 4-3) TEL:0538-86-5566

・社会福祉法人 シオン会  
いずみ第三保育園  
放課後児童クラブ『Joy seed』  
(磐田市見付 5018-5) TEL:080-2795-5048

## 児童クラブの開所時間、利用料について

### 1 開所日等《保護者の仕事がお休みの日は、児童クラブは利用できません。》

開所日	開所時間	持参するもの
授業のある日	午後1時から午後6時まで	水筒、弁当（給食がない場合）、おやつ袋
長期休業期間・学校振替休日	午前8時から午後6時まで	水筒、弁当、学習道具、おやつ袋
土曜日（富士見小第1児童クラブのみ開所）	午前7時30分から午後6時まで	水筒、弁当、学習道具、おやつ、おやつ袋

\*開所時間は下校時間等により変更になる場合があります。

\*利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間です。

### 2 閉所日

(1) 日曜日、祝日 \*土曜日は市内全域を対象に富士見小第1児童クラブで開所

(2) 盆休み（8/13から8/15まで）、年末年始（12/29から1/3まで）

### 3 利用料等

#### (1) 利用料（おやつ代・留守家庭児童団体傷害保険料を含む）

利用期間	利用料
4月～7月／9月から翌年3月まで	月額 6,300円
4月春休み、7月夏休み、12月冬休み、1月冬休み、3月春休み	月額 3,150円
8月	月額 9,960円
8月（2学期始業式から8/31までの授業のある日のみ利用の方）	月額 4,980円
土曜日	1回 500円

\*15日以前に利用中止、16日以後に利用した場合の利用料は半額（注）になります。

\*8月の夏休みは、途中で退所した場合でも全額の利用料がかかります。

\*利用者の都合でその月の全日数を欠席した場合でも、1か月分の利用料がかかります。

（注）：利用開始月、利用中止月以外で利用料の半額対応はできません。

#### (2) 利用料の納付

・利用料は口座振替での納入です。利用決定後、金融機関で口座振替の手続きをお願いします。

・口座振替日は利用翌月の25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

#### (3) 利用料の減額または免除

下記に該当する世帯について、申請により利用料（土曜日利用分を除く）の減免を受けることができます。要件を確認し、利用決定後に減免申請書を提出してください。

なお、イ、ウ、エは申請のあった月から減免の対象となります。オは利用開始日5日前までの申請です。

	要件	減免後の利用料
ア	児童が病気その他やむを得ない事情で欠席が1か月に及んだ	0円
イ	生活保護法による生活保護世帯、児童扶養手当の支給を受けている者又は就学援助の適用を受けている世帯	1,500円
ウ	利用日の属する年度の市民税が非課税となる世帯	1,500円
エ	被災その他特別に事情がある	1,500円
オ	おやつを提供を希望しない	4,800円（8月は8,460円）

\*その他、経済的理由等により利用料の納入が困難な場合はご相談ください。

\*利用料が半額となっている場合は、減免の額も半額となります。